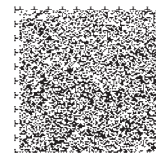


## 12 雇用安定制度について

障がいのある方々の雇用については、次のような援護が行われています。

援護の措置	内 容	金 額 等	問 合 せ 先	備 考
雇用率の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用主に対する、一定数以上の障がい者雇用の義務づけです。</li> <li>国、地方公共団体 2.8% (都道府県教育委員会等は 2.7%)</li> <li>民間企業(労働者40人以上) 2.5%</li> <li>特殊法人 2.8%</li> </ul>			
職場適応訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県知事が事業主に委託して、障がいのある者の能力に適した職種について6か月以内(重度の方は1年以内)の実施訓練を行い、引き続き事業主が雇用する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主には 訓練生1人につき 1か月 24,000円 重度の方は 1か月 25,000円</li> <li>訓練生の方には 20歳未満 日額 3,530円 20歳以上 日額 3,930円 (函館市内に居住の方)</li> </ul>		
特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人を公共職業安定所または一定要件を備えた無料・有料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部が助成されます。</li> <li>対象労働者の要件 雇い入れ日現在65歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者</li> <li>ただし、紹介を受けた日の時点で雇用保険の被保険者であるもの(重度障がい者等を除く。)は対象労働者となりません。</li> <li>※重度障がい者等とは、重度身体障がい者、重度知的障がい者、45歳以上の身体障がい者、45歳以上の知的障がい者、精神障がい者(いずれも短時間労働者以外で雇い入れる場合)をいいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度障がい者等以外の障がい者(短時間労働者を除く。) 25万円×最高2回 (中小企業は30万円×最高4回)</li> <li>重度障がい者等 33万円×最高3回 (中小企業は40万円×最高6回)</li> <li>短時間労働者である障がい者 15万円×最高2回 (中小企業は20万円×最高4回)</li> <li>※短時間労働者とは週の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。</li> </ul>	ハローワーク (函館公共職業安定所) ☎ 26-0735 FAX 26-0738)	詳しい支給要件等については窓口でおたずねください。
特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇い入れ日現在65歳未満の、障害者手帳を所持していない発達障がい者や難治性疾患患者を公共職業安定所などの紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成されません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短時間労働者以外である場合 25万円×最高2回 (中小企業は30万円×最高4回)</li> <li>短時間労働者である場合 15万円×最高2回 (中小企業は20万円×最高4回)</li> </ul>		
トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある方を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとさせていただくことを目的としています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者1人につき 4万円/月 (最長3か月間)</li> <li>※精神障がい者の場合は 3か月間は8万円/月、4か月目以降は4万円/月(最長6か月間)</li> </ul>		



援護の措置	内 容	金 額 等	問合わせ先	備考
障害者雇用 納付金の申告 納付	・常用雇用労働者の総数が100人を 超える事業主で、法定雇用障害者数を 満たしていない事業主は納付金の納 付が必要。	法定雇用障害者数に満 たない場合 障害者1人当たり 月額5万円納付	独立行政法人 高齢・障害・求職 者雇用支援機構 (JEED)  ホームページ ( <a href="https://www.jeed.go.jp/">https://www.jeed.go.jp/</a> )を ご覧いただくか、 JEED北海道支部 高齢・障害者業務 課にお問い合わせ ください。 (☎ 011-622-3351 FAX 011-622-3354)	
障害者雇用 調整金の支給	・常用雇用労働者の総数が100人を 超える事業主で、法定雇用障害者数を 超えて障害者を雇用している事業主 に支給。	法定雇用障害者数を超 える場合 障害者1人当たり 月額2万9千円		
報奨金の支給	・常用雇用労働者の総数が100人以 下で月平均6人(年72人)を超えて 障害者を雇用している事業主に支給。	月平均6人(年72人) を超える場合 障害者1人当たり 月額2万1千円		
障害者雇用納付金制度に基づく助成金制度 ※下記以外にも取り扱っている助成金制度があります。 ※事前に申請が必要です。				
①障害者作業 施設設置等助 成金	・障害特性による就労上の課題を克 服・軽減するための作業施設・附帯施 設・作業設備の設置などを行う場合に 助成。	助成率2/3		
②障害者介助 等助成金	・障害者の業務遂行のために必要な職 場介助者の配置などを行う場合に助 成。	助成率3/4など		
③職場復帰支 援助成金	・中途障害等により1か月以上の休職 を余儀なくされた者が職場復帰する ために職場適応措置を行う場合に助 成。	月額6万円(中小企業)		
④職場適応援 助者助成金	・職場適応に課題を抱える障害者に対 して、職場適応援助者による支援を行 う場合に助成。	1回：1万8千円など		
⑤重度障害者 等通勤対策助 成金	・障害特性による通勤の課題を軽減ま たは解消するための措置を行う場合 に助成。(駐車場の賃借など)	助成率3/4など		

